

財務省告示第七十八号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年二月二十七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名称	記号	買入消却 実行日	額の 総額	買入 総額
個 ・券付人 動債利（国向 ・十年） 変庫け	第 六 回	日 年 平 二 成 月 十 三 八	五 億 円	四 円 二 六 億 万 五 千 三 百 九 十 千
”	第 八 回	”	七 億 円	六 円 五 四 億 万 五 千 八 百 九 十 千
”	第 八 回	”	七 億 円	六 円 五 四 億 万 五 千 八 百 九 十 千
合 計			十 九 億 円	十 万 五 千 八 百 三 十 八 千 円